

令和4年度総会

富士市農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和4年4月1日(月) 午後 2時45分から 3時00分

2.開催場所 富士市役所庁舎9階 第2委員会室

3.出席委員

農業委員会会長	17番	渡邊	万里
委員	2番	望月	英俊
	3番	田村	英俊
	4番	高井	修一
	5番	谷津倉	寛
	6番	笹古	時男
	7番	渡邊	武敏
	8番	近藤	敏男
	9番	鈴木	一孝
	10番	新舟	進
	12番	佐野	隆洋
	13番	佐藤	正職
	14番	渡邊	哲史
	15番	太田	篤子
	16番	安藤	公男
	18番	後藤	環
	19番	荻田	丈仁

4.欠席委員

農業委員会会長職務代理者	1番	望月	稔
	11番	長尾	忠

5.議事

- (1)富士市農業委員会会長の互選について
- (2)富士市農業委員会会長職務代理者の互選について
- (3)富士市農業委員会委員の議席の決定について

6.農業委員会事務局職員

事務局長	古谷	隆明
統括主幹	深澤	公保
主幹	野村	昌寛
主査	武内	清高
主査	太田	久

事務局

議事に入る前に、仮議長の選出を行わせていただきます。  
仮議長は、行政書士会推薦で、中立委員の立場で農業委員をおつとめいただいております「佐藤 正職 委員」にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、「佐藤 正職 委員」に仮議長をお願いいたします。  
「佐藤委員」仮議長席をお願いいたします。

仮議長 大変せん越ではございますが、ただいま、議長が選出されるまでの間、仮議長を  
とのご指名を受けました「佐藤 正職」です。  
これより仮議長の職を務めさせていただきますが、なにぶんにも不慣れでござい  
ますので、議事進行にあたり皆様方のご協力をお願いいたします。

出席委員が法定数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

続きまして、議事録署名人の決定についてでございますが、本日の席順で指名  
させていただきます。  
「望月 英俊 委員」「田村 英俊 委員」をお願いいたします。

それでは議事に入ります。  
最初に「農総議第1号 富士市農業委員会会長の互選について」を議事といた  
します。上程理由について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは事務局より、議事の説明をいたします。  
「農総議第1号 富士市農業委員会会長の互選について」でございますが、これ  
は「農業委員会等に関する法律第5条第1項」の規定に基づくものであり、農業委  
員会には会長を置くこととされております。また、「同条第2項」により、会長は委員  
の互選によることとされておりますので、これに基づき上程したものであります。

仮議長 ただいま、事務局より議事の説明がありました。農総議第1号について事務局  
案をお願いします。

事務局 事務局案といたしましては、前期委員会会長をおつとめいただいた「渡邊 萬里  
委員」が今期も委員をおつとめいただいております。会長としての経験、実績共に  
豊富ですので、引き続き2期目をお願いしてはいかがかと考えております。  
よろしくをお願いいたします。

仮議長 ただいま、事務局案の説明がありました。他にご意見はございませんか。

(意見なし)

ご意見ございませんので、裁決に移ります。  
会長は「渡邊 萬里 委員」でご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がありませんので、会長は「渡邊 萬里 委員」とします。

仮議長 次に「農総議第2号 富士市農業委員会会長職務代理者の互選について」を議  
事といたします。上程理由について事務局に説明を求めます。

事務局	<p>それでは事務局より、議事の説明をいたします。 「農総議第2号 富士市農業委員会会長職務代理者の互選について」でございますが、これにつきましては、「農業委員会等に関する法律第5条第5項」の規定に基づくものであり、会長が欠けたとき、又は事故あるときは、委員が互選した者がその職務を代理する、とされておりますので、これに基づき上程したものであります。 なお、「富士市農業委員会規則第3条」により、会長職務代理者は副会長となり、定数は1名であります。 任期は会長、会長職務代理者ともに農業委員の任期の3年であります。 よろしくお願いいたします。</p>
仮議長	<p>ただいま、議事の説明がありました。会長に会長職務代理者の推薦をお願いいたします。</p>
会長	<p>農業に誇りと情熱をもっております「望月 稔 委員」を推薦いたします。 よろしくお願いいたします。</p>
仮議長	<p>ただいま、会長より「望月 稔 委員」が推薦されました。 他にご意見はございませんか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>ご意見ございませんので、裁決に移ります。 会長職務代理者は「望月 稔 委員」でご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議ございませんので、会長は「望月 稔 委員」とします。 会長並びに会長職務代理者が決定しましたので、いったん進行を事務局にもどします。</p>
事務局	<p>仮議長ありがとうございました。元の席へお戻りください。 それでは、会長が決定いたしましたので、前の席においていただき、ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>これからの議事につきましては、「農業委員会等に関する法律第5条第3項」の規定に基づき、会長が議長を務めていただくこととなります。</p>
会長	<p>それでは、引き続き議事を進行いたします。 「農総議第3号 富士市農業委員会委員の議席の決定について」を議事といたします。事務局に上程理由の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは事務局より、議事の説明をいたします。 「農総議第3号 富士市農業委員会委員の議席の決定について」でございますが、「富士市農業委員会総会会議規則第6条」の規定により、委員の議席は会長が定めることとなっているため、この規定に基づき上程したものであります。</p>

会長  ただいま、事務局より議事の説明がありましたが、議席については、既に地区別  
で着席されている現在の席を議席といたします。ご異議ございませんか。

 (異議なしの声あり)

 ご異議がありませんので、現在の席を議席とします。  
それでは、事務局より議席の発表を願います。

事務局  お手元の総会議案と一緒に配布させていただいております農業委員名簿をご  
覧ください。  
 今まで仮議席でありましたが、これを正式な議席といたします。後ほど付番させ  
ていただき、この名簿を以って発表に替えさせていただきます。

会長  以上をもちまして、本日の富士市農業委員会総会の議事は全て終了いたしまし  
たので、閉会といたします。

令和4年4月1日

農業委員会会長

同委員

同委員

---

---

---